

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

岩手国民年金 事案 572 (事案 285 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年12月まで

前回の申立てで、昭和58年1月から同年3月までの期間は国民年金保険料の納付が認められたが、46年4月から49年12月までの期間は保険料を納付していたものと認められなかった。その後、前回の申立てで提出しなかった国民年金手帳が新たに見つかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、昭和46年ごろは、当時居住していたA市及びB市（現在は、C市）で納付書を使い、国民年金保険料を納めたとしているのに対し、A市及びC市では、昭和46年度までは国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式だったとしていること、申立期間当時の保険料の納付状況に関する申立人の記憶が曖昧であること、国民年金被保険者台帳及びB市作成の国民年金被保険者名簿に、49年当時、申立人の住所が確認できないことを示す不在者との表示があり、住民票の届出と国民年金の届出とは別に行われていたことがうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

申立人は保険料納付を示す資料として、新たに見つかったという昭和49年5月21日再交付の国民年金手帳を提出したが、手帳内に申立期間の保険料納付をうかがわせる記載は無いことから、当該手帳をもって申立期間の保険料納付の裏付けと見ることはできない。

また、今回提出された国民年金手帳により、申立人は昭和49年当時、国民年金手帳の再交付に係る手続を行ったことが確認できるが、国民年金被保険者台帳には「不在被保険者と確認 昭和49年10月28日」と記載されている

ことから、同年10月時点において、申立人は不在被保険者として取り扱われていたと推認される。仮に、同年5月の国民年金手帳再交付後、保険料の納付が行われていたとすれば、申立人が同年10月時点で不在被保険者として取り扱われるとは考え難い上、B市作成の国民年金被保険者名簿で納付を確認できるのは50年3月27日付け同年1月から同年3月までの保険料であることを踏まえると、申立人は、それ以前の申立期間の保険料については納付していなかったと考えるのが自然である。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から59年6月まで

当時の勤務先は社会保険の適用事業所ではなかったため、父の国民健康保険に入った時、国民年金も父が加入手続をして保険料を納めていたはずだ。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人は、申立人の父が生存中に、父から国民年金について具体的な話を聞いた記憶は無いとしており、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の具体的状況が不明である。

また、申立人が昭和48年3月から国民年金に加入していたとすれば、申立人に対して国民年金手帳が交付されることとなるが、申立人は当時の状況については分からないとしており、59年7月に厚生年金保険の被保険者となった際にも、国民年金の被保険者資格喪失の手続を行った記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、A市（現在は、B市）から住所を移動しておらず、同市を管轄しているC年金事務所において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実を確認できず、ほかに払出しがあったことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 574 (事案 26、 461 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から51年3月まで

昭和36年4月から国民年金に加入しており、61年3月までの期間の保険料はすべて納付してきたと思っている。申立期間は身に覚えの無い未加入期間である。その期間中に近所の人に未納の通知が届き、付添いを依頼され市役所に出向いた際、ついでに自分の国民年金の記録を確認した記憶がある。

申立期間の保険料は農協で納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間中に居住していた複数の市町村が作成し保管していた国民年金被保険者名簿に、それぞれ昭和40年11月1日資格喪失の記載があり、申立人と申立てにある近所の住人は、51年に時期を前後して国民年金に任意加入している上、申立てにある近所の住人からも申立内容を裏付けるような証言は得られなかったとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、A農業協同組合B支所で納付した記憶があるとし、同農協を利用していたことの説明の一つとして、貯金解約時に20万円から30万円程度多く払い戻され、職員が自宅に謝罪に来たとしているが、A農業協同組合では、貯金解約時の説明については事実と相違しているとしており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、平成21年6月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 21 年 6 月 30 日付け通知における、貯金解約時の説明に対する委員会の認識が事実と相反するとして、再度調査するよう申し立てているところ、A 農業協同組合が再度調査した結果、貯金解約時の説明については申立人の主張のとおり、貯金解約時に 20 万円から 30 万円程度多く払い戻され、職員が自宅に謝罪に来た事実があったことが判明した。また、同農協を利用し始めた経緯についての申立人の供述は具体的である。

さらに、A 農業協同組合では、当時の関係書類が無く、正確には承知していないとしながらも、昭和 41 年 4 月ごろから窓口において国民年金保険料の取扱いを行っていたと思うと説明しており、申立人が同農協を利用し始めたとする 44 年当時、同農協窓口において国民年金保険料の取扱いがなされていたものと考えられる。

しかしながら、申立人が申立期間当時居住していた複数の市町村作成の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁（当時）作成の国民年金被保険者台帳いずれにおいても、申立人は昭和 40 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の記載となっていることが確認できる。加えて、C 市作成の国民年金被保険者名簿には、C 市が、申立人の 36 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料の納付状況について社会保険事務所（当時）に照会し、把握したのは 52 年 3 月 9 日である旨の記載があることから、C 市が申立人に係る国民年金の記録の管理を開始したのは、51 年 4 月以降であるものと考えられる。

上記のことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者と認識されており、申立人に対し、納付書等、保険料納付を促す書面が届くことは無く、申立人が保険料を納付する機会は無かったものと考えられる。

これらを踏まえると、A 農業協同組合 B 支所で保険料を納付した記憶があるとする申立人の主張をもって、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私たち夫婦は昭和 39 年 4 月に国民年金と一緒に加入し、加入時から二人分の国民年金保険料と一緒に納付しており、一人分だけ納付したことは一切無かったにもかかわらず、申立期間の夫の保険料は納付済みであるのに、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と一緒に昭和 39 年 4 月に国民年金に加入し、加入時から二人分の国民年金保険料を納付しているとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 42 年 11 月 30 日に夫婦連番で払い出されており、国民年金への加入手続は同年 11 月ごろに行われたものと考えられ、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は、申立人及びその夫の国民年金保険料と一緒に納付しており、一人分だけを納付したことが無かったにもかかわらず、申立期間の保険料は、申立人についてのみ未納とされているとしているが、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人の夫についても未納であることが確認できる。

さらに、住民票によると、申立人は、昭和 38 年 9 月 3 日以降 A 市以外に住民登録していないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 49 年 8 月まで

申立期間の国民年金保険料は、父が、両親の分と一緒に納付していた。当時は、20 歳から町の各婦人会を通じて国民年金保険料を強制徴収されていたので納めているはずである。国民年金に加入していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父が納付していたとしているが、申立人自身の関与が無く、申立人の父は既に他界していることから、加入手続の時期及び保険料の納付状況が不明確であり、申立人から聴取しても、申立内容を裏付ける具体的な説明を得ることができなかった。

また、申立人は、申立期間の保険料は、申立人の父が申立人の両親の分と一緒に納付したとしているが、A町（現在は、B町）作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人の母の昭和 49 年度の保険料は四半期ごとに 3 か月ずつ納付されているのに対し、申立人については、申立期間直後である昭和 49 年 9 月から 50 年 3 月までの保険料が同年 4 月 30 日に一括納付されており、申立人の母と申立人の納付状況には違いが見られ、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 3 月に払い出されており、被保険者資格取得は 49 年 9 月となっていることから、申立期間は国民年金に加入していなかった期間となり、申立人の保険料が集金されることは無かったものと考えられる。

加えて、申立人は、当時居住していた地区では、住んでいれば強制的に国民年金保険料を集金されたとしているが、B町では、国民年金に加入してい

ない町民に対して強制的に保険料の集金が行われることはあり得ないとしている。

その上、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 43 年以降 A 町以外に住民登録していないなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。